

1	状況付与内容	避難のため学校に到着。すでに校門のところに6名集まっている。地震があったら、学校に避難するようにと言われてきた、と避難者。どう対応するか？
	対応状況	① 原則、自宅が無事な方は自宅へ。 ②自宅を失った方は避難所受け入れ。 ③施設等の安全確認前であるため、この段階では受け付けは行なわない。 ④避難者に協力をお願いし、共に施設点検も。
	ポイント	① 横浜市内で震度5強以上の地震を1か所以上観測された場合、市内全ての地域防災拠点を開設する。 ② 開設・運営は運営委員が中心となって実施する。 ③ 拠点で避難生活を送る対象者は、原則「自宅を失った方」が対象。発災後すぐの段階で来ている方は、状況の把握ができていないことが考えられる。 ④ 帰宅を促し、自宅が倒壊あるいはその恐れがある等の理由で自宅で住むことが困難な場合は、できる範囲で非常持ち出し品をもって、拠点に避難するようお願いする。 ⑤ 避難者の受付は、必ず施設の安全と最低限の機能(電気、水道、トイレ)の確認後行う。 ⑥ 停電、断水が発生していれば、ランタンやトイレパック等の準備が必要に。
2	状況付与内容	新運営委員から「体育館と校舎内のトイレの下水管の破損状態を、どのように調べたらいいですか」と質問。どう返事したら？
	対応状況	① 上下水道で断水の有無を確認 ②断水の場合、バケツでプール等から水を汲み、便器に流し、配管等から水漏れしていないか確認 ②水漏れがあった場合、水洗不可とし、トイレパック等で対応する。 ③下水道直結型トイレ(マンホールトイレ)がある拠点は、それも併用する。
3	状況付与内容	トイレの使用禁止の表示を失念し、避難者が利用してしまい、校舎内のトイレ1か所で汚物が溢れている。どう対応しますか？
	対応状況	① 即、使用中止の案内をする。 ②清掃する。 ③清掃時は、感染予防等を厳重に行う。 ④清掃後、トイレパックでの使用を徹底する。
	ポイント	① 避難所に入ってからすぐにトイレに行く人がいることを想定し、避難所を受け入れる前にトイレの確認をしておくことが大原則 ② 利用できないトイレを避難者等が使用することがないように、分かり易い表示を心掛ける。 ③ トイレの利用ルールを定め、避難者全員に周知する必要がある。 ④ 万が一、付加の状況が発生した場合には、清掃以外に手段はない。 ⑤ 清掃を行う場合には、汚物に直接触れることがないように、防護(マスク、手袋、エプロン等)が必要となる。 ⑥ 汚物に接してしまった場合、大腸菌等を生活エリアに持ち込まないこと。

4	状況付与内容	1 日後。明らかに避難者カードで把握している人数より体育館に収容している避難者が多い(30 人程度)。受付を通らずに避難所に入っている人がいると思われます。 どう対応しますか？
	対応状況	① 避難者それぞれに確認し、避難者カードへの記載をお願いする。 ② 避難者が受付を必ず通るような場所に、受付設置場所を変更する。
	ポイント	① 避難者が少ない時点では確認することは容易だが、大人数となった場合、確認は困難。 ② 避難者が必ず受付を通るようなレイアウトを平時より確認しておくことが重要 ③ 避難者の情報はインターネット等で検索することができるようになっています。 ④ 在宅避難している方も支援が必要となってくるような場合もあることから、「避難者カード」に記載いただくことで、必要物資や保健活動グループ(区役所の組織で、被災者の健康相談等を行う)の派遣に繋がります。
5	状況付与内容	1 日後。避難者が多く、体育館と事前に調整していた教室等では受け入れが困難となった。どう対応？
	対応状況	① 拠点から区本部拠点班へ連絡 ②拠点班から庶務班に報告 ③庶務班は、当拠点と近隣拠点での調整の検討、および避難者駅対応(帰宅困難者対応)班に補充的避難所の開設を要請
	ポイント	① 単一拠点で避難者を受けきれなくなった場合、近隣拠点で受け入れ可能な場合は、そこへ案内する ② 近隣拠点で受け入れ困難な場合、「補充的避難所」として協定している区内県立高校を開設する。 ③ 補充的避難所の運営は、地域防災拠点と同様、避難者と区職員で実施する。 ④ 補充的避難所で必要な物資(食料、飲料水、生活資機材等)は市災害対策本部に要請する。
6	状況付与内容	3 日後。体育内で嘔吐している避難者がいるようです。腹痛と下痢の症状を訴えている人も何人かいます。どう対応する？
	対応状況	① 傷病者を別室に隔離 ②汚染個所の立ち入り禁止 ③感染症を疑い、区本部へ報告 ④汚染個所の除染 拠点 ⇒ 拠点班 ⇒ 庶務班 ⇒ ノロを疑い、全体調整
	ポイント	① 複数の方の嘔吐、下痢の症状がみられた場合は感染症を疑う ② 症状が出た方は、なるべく他の避難者と離れた場所に隔離 ③ 区本部にその状況を報告し、対応を仰ぐ。 ④ 避難者に、嘔吐箇所を地数かないよう周知する。 ⑤ 除染用消毒液等(次亜塩素酸)は防災備蓄庫にあります